

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 条 例

ページ

- 北九州市議会基本条例の一部を改正する条例【市議会事務局政策調査課】 3

### ◇ 告 示

- 特定計量器の定期検査【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】 4
- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局総務部難病相談支援センター】 5

### ◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【財政局税務部固定資産税課】 6

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市議会基本条例の一部を改正する条例

市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるので、この条例の見直しを行うことにしました。

見直しの内容は、次のとおりです。

- 1 市政の課題について政策立案及び政策提言を行うに当たり、先進事例等の調査を行うことを明確にすることにしました。
- 2 大規模災害、重大な健康被害等の危機の発生による緊急の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民の安全及び安心を確保するため、大規模災害、重大な健康被害等の危機の発生時における議会としての体制の整備を図ることを明確にすることにしました。
- 3 市民に対して積極的に議会活動に関する報告を行うことを明確にすることにしました。

この条例は、令和2年10月7日から施行することにしました。

北九州市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 9 月 1 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 3 9 号

北九州市議会基本条例の一部を改正する条例

北九州市議会基本条例（平成 2 3 年北九州市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 議員の役割（第 3 条―第 5 条）」を「第 3 章 議員の役割  
第 3 章の 2 災害及  
（第 3 条―第 5 条）  
に改める。  
び健康危機等発生時における議会の体制整備（第 5 条の 2）」

第 2 条第 1 項第 3 号中「調査」を「先進事例等の調査」に改める。

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 2 災害及び健康危機等発生時における議会の体制整備

第 5 条の 2 議会は、大規模災害、重大な健康被害等の危機の発生による緊急の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民の安全及び安心を確保するため、市長その他の執行機関と連携及び協力をし、その迅速な活動が図られるよう、大規模災害、重大な健康被害等の危機の発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。

第 1 4 条の見出しを「（議会活動の報告等）」に改め、同条中「必要に応じて議会報告会を開催し」を「市民に対して積極的に議会活動に関する報告を行い」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 1 0 月 7 日から施行する。

北九州市告示第364号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、北九州市門司区、小倉北区及び小倉南区における特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年9月11日

北九州市長 北 橋 健 治

1 検査期日、検査時間及び検査場所

検査期日	検査時間	検査場所
令和2年10月12日から令和3年3月31日まで	10時から12時まで 13時から16時まで	門司区内の特定計量器の所在の場所
令和2年10月16日から令和3年3月31日まで	10時から12時まで 13時から16時まで	小倉北区内の特定計量器の所在の場所
令和2年11月12日から令和3年3月31日まで	10時から12時まで 13時から16時まで	小倉南区内の特定計量器の所在の場所

備考 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和2年12月29日から翌年の1月3日までの日は、定期検査を行わない。

2 定期検査を行わせる指定定期検査機関の名称

特定非営利活動法人北九州市計量士会

北九州市告示第 365 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 14 条第 1 項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第 24 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 9 月 11 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
萩崎クリニック	北九州市小倉北区萩崎町 1 番 4 1 号	令和 2 年 9 月 1 日
喜多眼科	北九州市小倉南区城野一丁目 1 3 番 1 5 号	令和 2 年 9 月 1 日
医療法人福和会和泉二島予防・歯科クリニック	北九州市若松区二島三丁目 1 番 4 0 号	令和 2 年 9 月 1 日

2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
さかえ調剤薬局	北九州市小倉北区上到津三丁目 3 番 9 号	令和 2 年 9 月 1 日

3 訪問看護ステーション

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ナースケア 北九州	北九州市小倉北区井堀四丁目 8 番 1 7 ロイヤルアネックス 306 号	令和 2 年 9 月 1 日

## 北九州市公告第637号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月11日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 委託内容

- (1) 業務名 平成31年・令和元年分合筆等に係る附属図の修正業務
- (2) 履行の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 成果品納入場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局税務部固定資産税課他
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) この公告の日の前3年間に附属図修正業務等を地方自治体等の官公庁から受託した実績のあること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局税務部固定資産税課
  - イ 日時 この公告の日から令和2年9月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休

日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 入札説明会開催通知及び仕様書等の交付  
アの場所において無償で交付する。

(2) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和2年9月29日 午前10時

ウ 途中入場は、認めない。

(3) 仕様書に対する質問

入札説明会後において、仕様書に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面はファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所と同じ。

イ 期限 令和2年9月30日午後4時までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答は、入札説明会に参加した者に令和2年10月1日午後5時までにファックス又は電子メールで行う。

(4) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和2年10月5日 午前10時

4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり実績資料を提出し確認を受け、入札説明会に参加しなければならない。

(1) 実績資料 第2項第3号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。

(2) 提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 この公告の日から令和2年9月23日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局税務部固定資産税課

ウ 提出方法 資料は、持参するものとする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、令和2年9月25日午後5時までに通知する。

(4) その他

提出された資料は、返却しない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政局税務部固定資産税課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2035

FAX 093-582-8611